



整理番号

納税の猶予申請書



税務署長殿

国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	電話番号	携帯電話	申請年月日	令和 年 月 日			
	氏名称	印			※ 税務署整理欄 通信日付印			
	法人番号				申請書番号			
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	附帯税	備考	新型コロナウイルス等の影響	
			・	円	円			<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少
			・					<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少
			・					<input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少
			・					<input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少
	合計		①	②				
猶予期間	納付すべき国税の納期限の翌日から 令和 年 月 日 まで 月間							

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率
		月	月	月	月	月	月	
収入	売上	円	円	円	円	円	円	$1 - \frac{③}{⑥}$ $1 - \frac{④}{⑦}$ $1 - \frac{⑤}{⑧}$ のうち最大のものを記載
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
	支出	仕入						
	販売費/一般管理費							支出平均額
	借入金返済							
	生活費(※)							
	小計	⑨	⑩	⑪				$\frac{⑨+⑩+⑪}{\div \text{記入月数}}$ ⑫ 円

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付すべき国税		-	(⑮)納付可能金額	=	猶予額
円			円		円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

- この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。
※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与(確定申告を行う必要があるもの)についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 申請していただいた内容は税務署で審査します。
猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- 今後(2か月程度)に、地方税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

ご不明な点がございましたら、申請先の税務署(徴収担当)にお気軽にお問い合わせください。